

# 年金だより



## お問い合わせ

年金課本庁 ☎ 973-5498  
石川 庁舎 ☎ 965-5617  
勝連 庁舎 ☎ 978-7237  
与那城 庁舎 ☎ 978-2123

## 受付場所

免除申請は本庁年金課および、勝連・  
石川・与那城庁舎の専門窓口でも受け  
付けていますので、お近くの窓口をご  
利用ください。

国民年金には、経済的な理由等で保  
険料を納めることのが困難な場合には、  
申請により保険料の納付が免除される  
制度があります。（※任意加入被保険  
者は対象になりません。）前年の所得  
に応じて、下の表の通り4段階の免除  
制度と、30歳未満の方には若年者納付  
猶予制度があります。

平成19年度  
国民年金免除申請  
受付開始  
平成19年7月2日（月）～

※平成19年度の国民年金保険料は月額14,100円です。

免除の制度	申請できる年齢	前年所得の審査対象者	承認期間中に納める保険料	将来老齢基礎年金を もらうときには
全額免除	20～60歳未満	本人・配偶者・世帯主	月額 0円	承認期間は3分の1の 金額が反映
4分の3免除 (4分の1納付)	20～60歳未満	本人・配偶者・世帯主	月額 3,530円	承認期間は2分の1の 金額が反映
半額免除 (2分の1納付)	20～60歳未満	本人・配偶者・世帯主	月額 7,050円	承認期間は3分の2の 金額が反映
4分の1免除 (4分の3納付)	20～60歳未満	本人・配偶者・世帯主	月額 10,580円	承認期間は6分の5の 金額が反映
若年者納付猶予	20～30歳未満	本人・配偶者	月額 0円	承認期間の金額への 反映なし。

## 免除申請が遅れると どうなるの？

申請は平成20年7月まで可能ですが。  
ただし免除申請が遅れると、申請日

前に生じた不慮の事故や病気けがによる  
障害について、遺族基礎年金又は障  
害基礎年金が受給できない場合があり  
ます。早めに申請してくださるようお  
願いします。

また一部免除が承認された場合、残  
りの保険料を納めないと未納になります  
のでご注意ください。

## 継続申請を希望されている方へ

全額免除及び納付猶予が承認された  
場合、希望により翌年度以降継続申請  
が可能です。平成17・18年度に継続  
申請を希望された方で、全額免除又は  
納付猶予が承認された方は、今年度改  
めて申請書を提出する必要はありません。  
結果通知書が届くのをお待ちくだ  
さい。

※なお、平成19年度の所得申告をされ  
ていない方は早めに所得申告を済ま  
せてください。所得の審査ができな  
いため決定が遅れたり、継続申請が  
取り消されたりする場合があります。  
※又、平成19年1月2日以降に他市町  
村からうるま市に転入された方で、  
前居住地において継続申請を希望され

た方は、所得審査に時間を要すため、  
早めの決定をご希望の場合は前住の  
市町村から所得証明を取り寄せて、  
改めてうるま市に申請を出されること  
をお勧めします。

## 夜間年金相談及び土日年金相談実施！ うるま市本庁のみ

7月は水曜日を除く平日・午後7時まで窓口業務を  
延長しています。

また、7/14(土)・7/15(日)・7/28(土)・7/29(日)  
は午前9時から午前11時半まで「土日年金相談」を実施し  
ます。お仕事でお忙しい方、免除希望の方はご利用ください！

※『土日年金相談』希望の方は、社会保険事務所へ記録の  
確認を行いますので、できるだけ金曜日までにお電話で  
ご予約ください。

